◆◆◆　３００人以下の労働者を雇用する事業主の皆様　◆◆◆

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく

一般事業主行動計画を策定しましょう！！

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成２８年４月１日に全面施行されました。

**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の労働局への届出、④女性の活躍に関する情報の公表が、３００人以下の事業主については努力義務とされています（３０１人以上は義務企業）。個々の事業主の課題に応じて積極的に取り組みましょう。**

**＜ステップ１＞ 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析**

**○ 状況把握**

自社の女性の活躍に関する状況を把握しましょう。

**○ 課題分析**

把握した状況から自社の課題を分析しましょう。

**＜ステップ２＞ 行動計画の策定、社内周知、公表**

**○ 行動計画の策定**

自社の課題に基づいた目標を設定し、目標を達成するための具体的な取組内容の決定を行い、

行動計画の形に取りまとめていきましょう。※目標は１つ以上、数値で定める必要があります。

**○ 行動計画の社内周知、公表**

行動計画を労働者に周知し、外部に公表しましょう。

**＜ステップ３＞ 行動計画を策定した旨の届出**

行動計画が策定できたら、行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出ましょう。

**＜ステップ４＞ 取組の実施、効果の測定**

定期的に、数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価しましょう。

**➡＜ステップ１＞へ**

う。

＜ステップ４＞ 取組の実施、効果の測定

◆　自社の女性の活躍に関する状況について公表する情報を選択し、求職者が簡単に閲覧

できるように公表しましょう。

◆　年に一度データを更新しましょう。掲載する情報は、少なくとも更新時点の属する事業

年度の前々年度までの情報とする必要があります。

**◆女性の活躍に関する情報公表◆**

**数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況の点検・評価を行ったらその結果をその後の取組や計画に**

**反映させ、計画（Plan）、実行（Do)、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させましょう！**

**女性活躍推進法、事業主行動計画の策定等　に関するお問い合わせは**

**沖縄労働局雇用環境・均等室　へ　TEL　０９８－８６８－４３８０**

〒900-0006　那覇市おもろまち２丁目1番1号　那覇第２地方合同庁舎１号館３階

厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）

**http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html**